

鳥獣被害対策に関する補助金のご案内

○有害鳥獣防除事業補助金

(電気柵や防除資材等の購入支援)

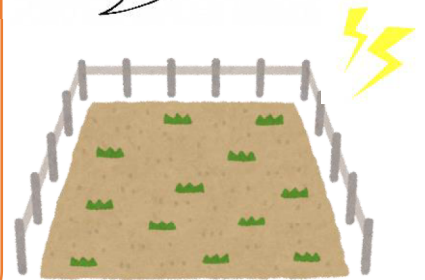
【対象者】町民の方もくしは町民の方3名以上の団体

【対象経費】町内の農地に設置する電気柵や防鳥獣ネット
防除資材の購入(1万円以上)

【補助率】個人:対象経費の1/2以内(上限額5万円)
団体:対象経費の3/5以内(1人あたり上限額6万円)

【補 足】・イノシシ用2段張りからシカ用5段張りへの増設は
補助対象です。
・劣化による買替の際は、前回補助金利用時より5年
以上経過している場合が補助対象です。

電気柵には
この補助金！！



○有害鳥獣被害箇所修繕事業補助金

(有害鳥獣による農業用施設等被害の修繕支援)

【対象者】自治区

【対象箇所】自治区が所有または管理する農作業用道路、農作業
用排水路及び公園及び墓地

【対象経費】鳥獣による掘り起こし被害を受けた箇所の修繕に
係る工事費(10万円以上)

【補助率】対象経費の1/2以内(上限額50万円)

【採択要件】鳥獣被害防止対策を適切に講じていること、もしくは
修繕後、継続して鳥獣被害防止対策が講じられること。

掘り返しには
この補助金！！



集落ぐるみ
で守るなら
この補助金！！

専門家の
アドバイスが
聞けるよ！



○野生鳥獣被害防止地域づくり事業

鳥獣被害対策の専門家を自治区へ派遣し、専門家の助言により、
自治区で取り組む総合的な対策を支援(放任果樹伐採、電気柵による
防除、捕獲など)を支援します。

【対象者】自治区

【補助率】定額(1地区の上限額200万円)

定額の事業費を超える部分の補助率は事業費の1/2以内
(1地区の上限150万円)

【補 足】県事業となっておりますので、事業を希望される

自治区は事前にご相談ください。

お問い合わせ

会津美里町役場 産業振興課森林環境対策室(本庁舎2階 13番窓口)

電話 0242-55-1191

